

証券コード 5036  
(発送日) 2025年12月1日  
(電子提供措置の開始日) 2025年11月25日

株主各位

東京都港区虎ノ門二丁目6番1号  
虎ノ門ヒルズステーションタワー  
日本ビジネスシステムズ株式会社  
代表取締役社長 牧田幸弘

## 第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.jbs.co.jp/corp/ir/news>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本ビジネスシステムズ」又は「コード」に当社証券コード「5036」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知の「議決権行使についてのご案内」に記載の書面（郵送）又はインターネットのいずれかの方法によって、2025年12月17日（水曜日）午後5時30分までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

また、株主総会当日の模様をご観聽いただけますよう、インターネットによるライブ配信を行います。詳細は本招集ご通知の「株主総会ライブ配信・事前質問についてのご案内」をご参照ください。

敬具

記  
1. 日 時 2025年12月18日 (木曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時30分)  
2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号  
虎ノ門ヒルズ森タワー4階 虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)  
3. 目的事項  
報告事項  
第35期 (2024年10月1日から2025年9月30日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額決定の件

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第8号議案

取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面 (郵送) により議決権行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、「賛」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面 (郵送) により重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告: 当社グループの現況のうち「主要な事業内容」「主要な事業所等」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」、株式の状況、新株予約権等の状況、会社役員の状況のうち「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- ・連結計算書類: 「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類: 「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前及び修正後の事項をインターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

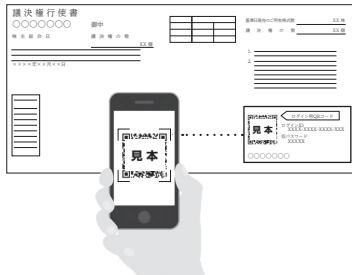


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



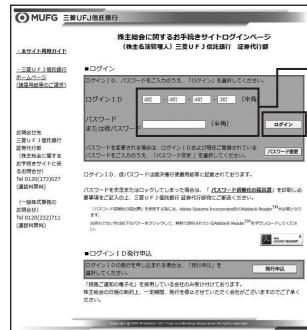
インターネットによる議決権行使  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・  
仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パス  
ワード」を入力

「ログイン」を  
クリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

## 【機関投資家の皆様へ】

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

### ～株主総会ライブ配信・事前質問についてのご案内～

- 株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。
- 株主総会の開催に先立ちまして、事前に本株主総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。

株主総会ライブ配信・事前質問につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申しあげます。

#### 1. 株主総会ライブ配信日時

2025年12月18日（木曜日）午前10時～株主総会終了時まで

※ 当日のライブ視聴画面は、開始30分前頃よりアクセス可能となります。

※ やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

#### 2. 事前質問の受付期間

本招集ご通知到着時～2025年12月11日（木曜日）午後5時30分まで

### 3. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

議決権行使書裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

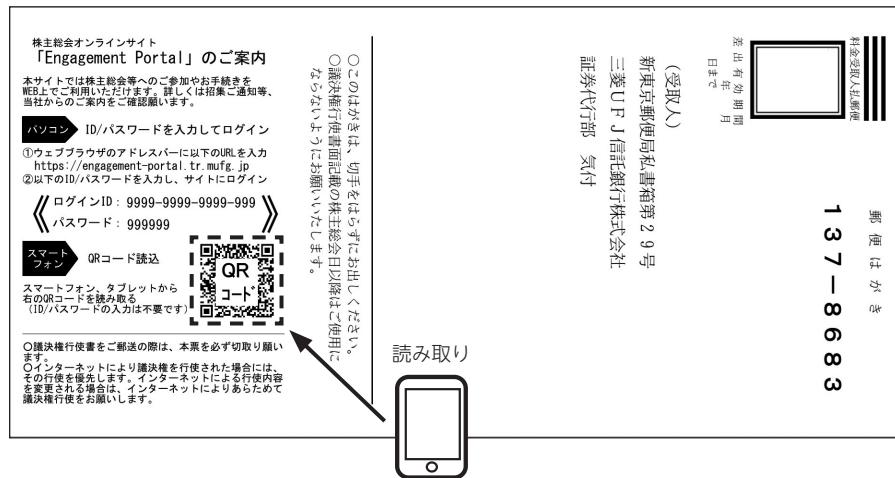
※ 議決権行使書用紙を紛失された場合、本招集ご通知記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

#### (1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）

議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。

「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



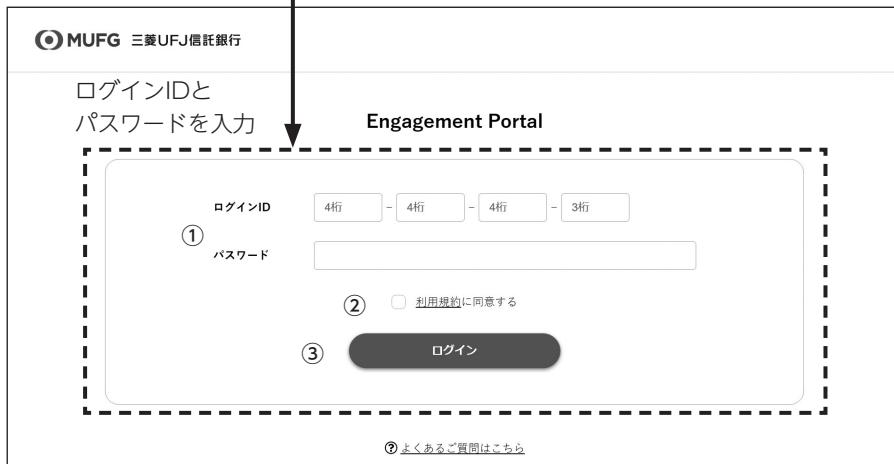
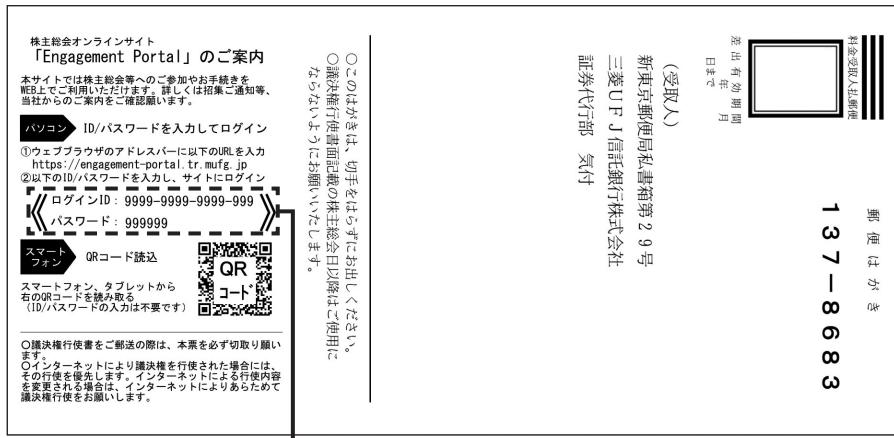
※上記のご案内はイメージです。

## (2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

- ① 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。  
 ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。



※上記のご案内はイメージです。

#### 4. 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- ② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

##### 【インターネット参加に係るご留意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、**株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。**
- ✓ 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内している事前のインターネット等による投票、又は委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申しあげます。
- ✓ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ✓ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

## 5. 事前質問について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。



② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。

③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

### 【事前質問に係るご留意事項】

- ✓ ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ✓ いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われるものについては、本株主総会当日に回答させていただく予定です。
- ✓ 事前質問の全てに回答することをお約束するものではございません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ✓ ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

## «推奨環境»

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下のとおりです。

|              | PC                                             |                          | モバイル   |        |               |
|--------------|------------------------------------------------|--------------------------|--------|--------|---------------|
|              | Windows                                        | Macintosh                | iPad   | iPhone | Android       |
| OS<br>※各最新   | Windows                                        | MacOS                    | iPadOS | iOS    | Android       |
| ブラウザ<br>※各最新 | Google Chrome、<br>Microsoft Edge<br>(Chromium) | Safari、<br>Google Chrome | Safari | Safari | Google Chrome |

(上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。)

### 【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(土日祝日等を除く平日9時～17時、ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了時まで)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様から預託された資本を有効に活用し事業活動を通じて利益をあげ、事業基盤の安定とさらなる拡充に備えるために必要な内部留保の充実も念頭に置きつつ、財政状態、利益水準等を総合的に勘案し、利益還元を継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

また、当社は2025年9月3日に東京証券取引所プライム市場へ上場市場区分を変更することができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ関係各位の温かいご支援の賜物と心より感謝申しあげます。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様に感謝の意を表すため、当期の業績を踏まえた普通配当18円に、上場市場変更記念配当5円を加え、合わせて1株につき23円とさせていただきたいと存じます。

### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円（普通配当18円・上場市場変更記念配当5円）

配当総額 1,099,303,515円

### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月19日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。
- これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。
- ② 今後の事業展開に備えるため、目的について定める現行定款第1章第2条（目的）に所要の変更を行います。
- ③ なお、本議案における定款変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                      | 変 更 案                                            |
|------------------------------|--------------------------------------------------|
| 第1章 総則                       | 第1章 総則                                           |
| 第1条 (条文省略)                   | 第1条 (現行どおり)                                      |
| (目的)                         | (目的)                                             |
| 第2条 (条文省略)                   | 第2条 (現行どおり)                                      |
| (1)～(17) (条文省略)              | (1)～(17) (現行どおり)                                 |
| (新 設)                        | <u>(18) インターネット、モバイル、映像等の各種媒体を利用した広告業及び広告代理業</u> |
| <u>(18) (条文省略)</u>           | <u>(19) (現行どおり)</u>                              |
| 第3条 (条文省略)                   | 第3条 (現行どおり)                                      |
| (機関)                         | (機関)                                             |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。                     |
| (1) 取締役会                     | (1) 取締役会                                         |
| (2) <u>監査役</u>               | (2) <u>監査等委員会</u>                                |
| <u>(3) 監査役会</u>              | <u>(3) 会計監査人</u>                                 |
| <u>(4) 会計監査人</u>             | (削 除)                                            |
| 第5条 (条文省略)                   | 第5条 (現行どおり)                                      |

| 現 行 定 款                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第2章 株式</b>                                                                                  | <b>第2章 株式</b>                                                                                                                                                                                                                    |
| 第6条～第8条 (条文省略)<br><br>(株主名簿管理人)<br>第9条 (条文省略)<br>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議によって定める。</u> | 第6条～第8条 (現行どおり)<br><br>(株主名簿管理人)<br>第9条 (現行どおり)<br>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u><br>3. (現行どおり)<br><br>(株式取扱規則)<br>第10条 当社の株式に関する取扱、手数料及び株主の権利行使に関する取扱については、法令又は本定款の他、 <u>取締役会の定める株式取扱規則</u> による。 |
| 第11条 (条文省略)                                                                                    | 第11条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>第3章 株主総会</b>                                                                                | <b>第3章 株主総会</b>                                                                                                                                                                                                                  |
| 第12条～第18条 (条文省略)                                                                               | 第12条～第18条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                |
| <b>第4章 取締役及び取締役会</b>                                                                           | <b>第4章 取締役及び取締役会</b>                                                                                                                                                                                                             |
| (取締役の選任)<br>第19条 当社の取締役は3名以上とし、 <u>株主総会の決議によって選任する。</u><br>(新 設)<br><br>(新 設)                  | (取締役の選任)<br>第19条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は3名以上とする。<br>2. 当社の監査等委員である取締役は3名以上とする。<br>3. 取締役は、 <u>株主総会の決議により選任する。</u> ただし、 <u>監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u><br>4. (現行どおり)                                              |
| 2. (条文省略)                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定するほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意がある場合、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 補欠又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定するほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意がある場合、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                                                                                                                                    | <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u><br/> <u>第25条 当社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>                                      |
| <u>第25条</u> (条文省略)<br><br>(取締役会の決議の省略)<br><br><u>第26条</u> 取締役会の決議事項の提案について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 | <p><u>第26条</u> (現行どおり)<br/><br/>(取締役会の決議の省略)<br/><br/><u>第27条</u> 取締役会の決議事項の提案について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p> |
| (取締役会の議事録)<br><br><u>第27条</u> 取締役会における議事については、その経過の要領、結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名して、法令の定めるところにより備え置く。                                                              | <p>(取締役会の議事録)<br/><br/><u>第28条</u> 取締役会における議事については、その経過の要領、結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、これに出席した取締役は署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行い、法令の定めるところにより備え置く。</p>                                 |
| (取締役の報酬等)<br><br><u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。                                                                                         | <p>(取締役の報酬等)<br/><br/><u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</p>          |
| <u>第29条～第30条</u> (条文省略)<br><br>(新 設)                                                                                                                                                     | <p><u>第30条～第31条</u> (現行どおり)<br/><br/>(取締役会規則)<br/><br/><u>第32条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>                                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>第5章 監査役及び監査役会</b><br/>(監査役の選任)</p> <p><u>第31条 当社の監査役は3名以上とし、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> | <p><b>第5章 監査等委員会</b><br/>(削 除)</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会における議事については、その経過の要領、結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、これに出席した監査等委員は署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行い、法令の定めるところにより備え置く。</u></p> |
| <u>(新 設)</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                   | (削 除)                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。</u></p>                                                                                                                                                           | (削 除)                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p><u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>                                                                                                                                  | (削 除)                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第39条～第40条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第42条</u> (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第43条～第46条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第41条</u> (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第42条～第45条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第35期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。</p> |
| (新 設)   | <p>第2条 当社は、第35期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に締結していた、同法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</p>                                           |

## 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、後藤行正氏は、2025年1月28日付で取締役を辞任により退任いたしました。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号       | 氏名                  | 満年齢         | 当社における地位及び担当   | 在任年数                                                   |
|-------------|---------------------|-------------|----------------|--------------------------------------------------------|
| 1           | まさ た ゆき ひろ<br>牧田 幸弘 | 68歳         | 再任             | 代表取締役社長 CEO<br>内部監査室 担当<br>35年2ヶ月                      |
| 2           | うえ さか たか し<br>上坂 貴志 | 55歳         | 新任             | 専務執行役員<br>ビジネスグループ統括、<br>ストラテジーユニット 担当<br>—            |
| 3           | かつ た こう へい<br>勝田 耕平 | 58歳         | 再任             | 取締役常務執行役員 CFO<br>コーポレートグループ統括、<br>HR戦略本部、GA本部 担当<br>2年 |
| 4           | しま だ なお き<br>島田 直樹  | 57歳         | 再任<br>社外<br>独立 | 社外取締役<br>5年                                            |
| 5           | もり さき たかし<br>森崎 孝   | 70歳         | 再任<br>社外       | 社外取締役<br>4年                                            |
| 6           | しゅ よし み<br>朱 純美     | 56歳         | 再任<br>社外<br>独立 | 社外取締役<br>1年                                            |
| 再任　再任取締役候補者 |                     | 新任　新任取締役候補者 | 社外　社外取締役候補者    | 独立　独立役員                                                |



候補者番号

1

牧田 幸弘

(1957年3月14日生)

再任

## [略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）]

1979年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社

1990年10月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）

## [当社における担当]

CEO、内部監査室 担当

## 取締役候補者とした理由

長年にわたり当社代表取締役社長を務めております。経営者としての豊富な経験と当社の事業に関する幅広い見識を活かし、引き続き当社の経営を牽引し、当社の成長戦略の推進に資することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数

1,020,000株

在任年数

35年2ヶ月

取締役会出席状況

14/14回



候補者番号

2

うえ  
坂

たか  
貴志

(1970年5月17日生)

新任

### [略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）]

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 所有する当社の株式数 | 日本アイ・ビー・エム(株)入社                      |
| 在任年数       | 同社GBS アプリケーション開発・保守推進事業部 事業部長 理事     |
| 取締役会出席状況   | 2017年 1月 同社GBS 金融サービス事業部 事業部長 執行役員   |
| 取締役会出席状況   | 2018年 6月 同社GBS サービス事業統括兼品質担当 執行役員    |
| 在任年数       | 2020年 2月 同社GTS インフラサービス事業部 事業部長 執行役員 |
| 在任年数       | 2021年 9月 キンドリルジャパン(株)設立 代表取締役社長執行役員  |
| 取締役会出席状況   | 2024年 4月 同社エグゼクティブ・アドバイザー            |
| 取締役会出席状況   | 2025年 7月 当社入社 専務執行役員（現任）             |

### [当社における担当]

ビジネスグループ統括、ストラテジーユニット 担当

### 取締役候補者とした理由

IBM(株)におけるグローバル・ビジネス・サービス、グローバル・テクノロジー・サービス分野での要職や、キンドリルジャパン(株)で代表取締役社長執行役員を務め、当社の事業領域において豊富な経験を有しております。その経験・実績・見識を活かし、当社の成長戦略の推進に資することが期待されるため、取締役候補者といたしました。



候補者番号

3

かつ た こう へい  
勝 田 耕 平

(1967年1月9日生)

再任

所有する当社の株式数

65,580株

在任年数

2年

取締役会出席状況

14/14回

## [略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）]

- 1991年4月 大阪国税局入局  
 1995年10月 青山監査法人（プライスウォーターハウス）入所  
 2006年5月 アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス（現EY ストラテジー・アンド・コンサルティング）入社  
 2010年8月 プライスウォーターハウスクラーパース（現PwCコンサルティング）会社）入社  
 2016年7月 PwCあらた有限責任監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所  
 2019年10月 当社入社 執行役員  
 2023年10月 当社執行役員 CFO  
**2023年12月 当社取締役常務執行役員 CFO（現任）**

## [当社における担当]

CFO、コーポレートグループ統括、HR戦略本部、GA本部 担当

## 取締役候補者とした理由

公認会計士としての高度な知見や、長年の監査法人やコンサルティング会社における豊富な経験と見識に基づき、現在、当社取締役常務執行役員を務めております。その経験・実績・見識を活かし、引き続き当社の成長戦略の推進に資ることが期待されるため、取締役候補者といたしました。



候補者番号

4

しま だい なお き  
島田 直樹

(1968年11月23日生)

再任

社外

独立

|            |         |
|------------|---------|
| 所有する当社の株式数 | 50,000株 |
| 在任年数       | 5年      |
| 取締役会出席状況   | 14/14回  |

### 【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

|          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| 1993年 4月 | アップルコンピュータ(株)入社                      |
| 1998年10月 | (株)ボストンコンサルティンググループ入社                |
| 2000年 7月 | ICGジャパン(株) マネージングディレクター              |
| 2001年 9月 | (株)ピー・アンド・イー・ディレクションズ設立 代表取締役（現任）    |
| 2010年12月 | SCS Global Holdings Pte Ltd社外取締役（現任） |
| 2020年 6月 | 一般社団法人如水会理事（現任）                      |
| 2020年12月 | 当社社外取締役（現任）                          |
| 2021年 4月 | AI Dynamics Inc.社外取締役（現任）            |
| 2021年 6月 | (株)レノバ社外取締役（現任）                      |
| 2022年 6月 | NOK(株)社外取締役                          |
| 2024年 6月 | NOK(株)社外取締役監査等委員（現任）                 |

### 社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要

企業経営者、コンサルタントとしての豊富な経験と見識に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等を実施いただいております。引き続き当社の経営体制の強化に資する事が期待されるため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。



候補者番号

5

もりさき  
森崎 孝

たかし

(1955年1月1日生)

再任  
社外

所有する当社の株式数

一株

在任年数

4年

取締役会出席状況

14/14回

## [略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）]

|                 |                                                 |
|-----------------|-------------------------------------------------|
| 1978年 4月        | (株)三菱銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行                          |
| 2005年 6月        | 同行執行役員                                          |
| 2005年10月        | (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員                        |
| 2008年 4月        | 同社常務執行役員、(株)三菱東京UFJ銀行（現(株)三菱UFJ銀行）常務執行役員        |
| 2012年 5月        | 同行専務執行役員                                        |
| 2012年 6月        | 同行専務取締役                                         |
| 2014年 5月        | 同行副頭取                                           |
| 2016年 6月        | 同行顧問                                            |
| 2016年 9月        | (株)三菱総合研究所顧問                                    |
| 2016年10月        | 同社副社長執行役員                                       |
| 2016年12月        | 同社代表取締役社長                                       |
| 2021年 6月        | (株)ノリタケカンパニーリミテド（現ノリタケ(株)）社外監査役                 |
| <b>2021年12月</b> | <b>(株)三菱総合研究所取締役会長（現任）</b>                      |
| <b>2021年12月</b> | <b>当社社外取締役（現任）</b>                              |
| <b>2023年 6月</b> | <b>(株)ノリタケカンパニーリミテド（現ノリタケ(株)）社外取締役監査等委員（現任）</b> |
| 2023年 6月        | (株)アイネス社外取締役（現任）                                |

## 社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等を実施いただいております。引き続き当社の経営体制の強化に資することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場から関与いただく予定です。



候補者番号

6

朱 純 美

(1969年3月7日生)

再任  
社外  
独立

所有する当社の株式数

一株

在任年数

1年

取締役会出席状況

11/11回

### 【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 2000年 8月 | JPモルガン証券(株)入社              |
| 2006年 6月 | 同社コンプライアンス部コントロールルーム統括     |
| 2012年 5月 | 同社マネジング・ディレクター             |
| 2012年10月 | 同社コントロールオーバーサイト部長          |
| 2014年 2月 | (株)コアバリューマネジメント入社          |
| 2016年11月 | 同社代表取締役副社長                 |
| 2019年 6月 | (株)めぶきフィナンシャルグループ社外取締役（現任） |
| 2022年 3月 | (株)コアバリューマネジメント代表取締役社長（現任） |
| 2024年12月 | 当社社外取締役（現任）                |
| 2025年 6月 | 三菱製紙(株)社外取締役（現任）           |

### 社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要

グローバル金融機関での実績を重ね、現在、経営コンサルティング会社の代表取締役を務めております。経営管理やIR等に対する豊富な見識を有しており、引き続き当社の経営体制の強化に資することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 島田直樹氏、森崎孝氏及び朱純美氏は社外取締役の候補者であります。
2. 島田直樹氏、森崎孝氏及び朱純美氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、島田直樹氏が5年、森崎孝氏が4年、朱純美氏が1年であります。
3. 島田直樹氏、森崎孝氏及び朱純美氏と当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任につき法令に定める額を限度とする契約を締結しております。各氏が再任された場合、当社は各氏と上記契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関する損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、故意又は重大過失に起因して生じた損害等の場合を除く。）各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 島田直樹氏及び朱純美氏は、(株)東京証券取引所の「独立役員の独立性に関する判断基準」等を踏まえ、両氏が再任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 島田直樹氏は、(株)ピー・アンド・イー・ディレクションズの代表取締役であり、当社は同社との間にIT関連商品販売に関する取引がありますが、双方の売上の2%を超える取引はなく、同社は主要な取引先ではありません。また、同氏が社外取締役監査等委員を務めるNOK(株)との間に取引がありますが、双方の売上の2%を超える取引はなく、主要な取引先ではありませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
7. 森崎孝氏は、当社の主要株主である(株)三菱総合研究所の取締役会長を務めております。当社は同株主又はそのグループとの間で、IT関連商品販売やS E・ITの業務提供等の取引を行っておりますが、これらの取引はそれぞれの会社との間での定型的な取引であり、双方の売上の2%を超える取引はなく、(株)三菱総合研究所は主要な取引先ではありません。同氏が過去に在籍していた(株)三菱UFJ銀行は当社の販売先であり、当社の売上の2%以上（2025年9月期実績）を占める主要な取引先となっております。同氏が過去に在籍していた三菱UFJフィナンシャル・グループとの間に取引がありますが、双方の売り上げの2%を超える取引はなく、主要な取引先ではありません。
- なお、同氏は、(株)東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準では独立役員に該当するものの、同氏が会長を務めている(株)三菱総合研究所はその他の関係会社として当社に対して影響を及ぼしうる立場にあることから独立役員として指定しておりません。
8. 朱純美氏は、当社の売上の2%以上（2025年9月期実績）を占める主要な取引先である(株)三菱UFJ銀行の前身である(株)東海銀行に過去に在籍しておりましたが、1996年3月に退職しており、当社への影響を及ぼすものではありませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
9. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分株式数を含めておりません。なお、候補者以外の会員持分も含む役員持株会の合計は17,600株であります。

## 第4号議案

## 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                 | 満年齢 | 現在の当社における地位    | 在任年数                 |
|-------|--------------------|-----|----------------|----------------------|
| 1     | 兒玉 眞二<br>こだま しんじ   | 69歳 | 新任<br>社外<br>独立 | 監査役<br>7年<br>常勤社外監査役 |
| 2     | 出口 眞也<br>でぐち しんや   | 65歳 | 新任<br>社外<br>独立 | 取締役<br>4年<br>社外取締役   |
| 3     | 柳澤 美佳<br>やなぎ さわ みか | 58歳 | 新任<br>社外<br>独立 | —<br>—               |

**新任** 新任の監査等委員である  
取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 独立役員



候補者番号

1

児玉 真二

(1956年7月6日生)

新任  
社外  
独立

|            |         |
|------------|---------|
| 所有する当社の株式数 | 15,000株 |
| 在任年数       |         |
| 取締役        | 一年      |
| 監査役        | 7年      |
| 取締役会出席状況   | 14/14回  |
| 監査役会出席状況   | 15/15回  |

## [略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）]

|                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| 1979年4月         | (株)三菱銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行        |
| 2003年5月         | 同行システム企画部共同化推進室次長             |
| 2006年4月         | ダイヤモンドビジネスエンジニアリング(株)入社事業企画部長 |
| 2009年6月         | (株)アコム入社システム統括部 部長            |
| 2011年4月         | 三菱UFJニコス(株)入社システム企画部長         |
| 2012年6月         | 同社執行役員システム企画部長                |
| 2014年6月         | 同社常務執行役員                      |
| 2015年10月        | 三菱総研DCS(株)常務執行役員              |
| 2016年10月        | (株)アイ・ティー・ワン代表取締役会長           |
| <b>2018年12月</b> | <b>当社常勤社外監査役（現任）</b>          |

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手金融会社での幅広い知識と経験に基づき、2018年より当社社外監査役として業務執行に対する監査・助言を実施いたしましたので、当社経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員としても当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただき、これまでの経験・実績・見識を活かし、監査等委員である社外取締役として業務執行全般の監査・監督にあたっていただく予定であります。



候補者番号

2

で ぐ ち し ん や  
出 口 眞 也

(1960年9月9日生)

|    |
|----|
| 新任 |
| 社外 |
| 独立 |

所有する当社の株式数

一株

在任年数

取締役 4年  
監査役 一年

取締役会出席状況

14/14回

監査役会出席状況

一回

## [略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）]

|                 |                                                 |
|-----------------|-------------------------------------------------|
| 1989年10月        | 青山監査法人（プライスウォーターハウス）入所                          |
| 2000年4月         | 中央青山監査法人入所（法人合併による）                             |
| 2001年7月         | 同監査法人パートナー                                      |
| 2006年9月         | PwCあらた有限責任監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所            |
| 2008年7月         | 同監査法人パートナー                                      |
| 2010年3月         | 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）契約監視委員                     |
| 2021年7月         | PwCあらた有限責任監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）シニア・アドバイザー    |
| <b>2021年12月</b> | <b>当社社外取締役（現任）</b>                              |
| <b>2022年1月</b>  | <b>公認会計士出口眞也事務所所長（現任）</b>                       |
| <b>2022年8月</b>  | <b>㈱アクトプロ顧問（現任）</b>                             |
| 2023年1月         | 摂津倉庫㈱監査役                                        |
| 2023年3月         | 送配電網協議会（現一般社団法人送配電網協議会） 送配電コンプライアンス委員会有識者委員（現任） |

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士としての高度な知見や、監査法人における豊富な経験と見識に基づき、2021年より当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等を実施いただいてまいりましたので、当社経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員としても当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただき、これまでの経験・実績・専門性を活かし、監査等委員である社外取締役として業務執行全般の監査・監督にあたっていただく予定であります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。



候補者番号

3

やなぎ さわ み か  
柳澤 美佳

(1967年12月12日生)

新任  
社外  
独立

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

監査役会出席状況

一回

## [略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）]

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 1990年 4月 | 三菱商事(株)入社                   |
| 2005年 4月 | 最高裁判所司法研修所（司法修習59期）         |
| 2006年10月 | シティユーワ法律事務所入所               |
| 2009年 7月 | アマゾンジャパン(合)出向               |
| 2016年 1月 | ダイソ(株)入社                    |
| 2018年10月 | (株)オーネクローンマーケティング入社         |
| 2021年 6月 | (株)うるる社外監査役                 |
| 2023年 2月 | モデラート(株)社外監査役（現任）           |
| 2023年 4月 | WINGS法律事務所代表（現任）            |
| 2023年 5月 | (株)ナルミヤ・インターナショナル社外取締役      |
| 2023年 7月 | (株)グラニフ社外取締役（現任）            |
| 2023年12月 | 当社補欠監査役（現任）                 |
| 2024年 5月 | (株)ナルミヤ・インターナショナル社外取締役監査等委員 |
| 2024年 6月 | SBIアルヒ(株)社外取締役              |
| 2025年 4月 | 第一東京弁護士会副会長（現任）             |
| 2025年 6月 | SBIアルヒ(株)社外取締役監査等委員（現任）     |

## 監査等委員である社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての高度な知見や、他社の法務部門における豊富な経験と見識を有しており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言、業務執行に対する適切な監督、及び中立的な立場からの監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補とした理由です。同氏が選任された場合は、指名委員及び報酬委員としても当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただき、これまでの経験・実績・専門性を活かし、監査等委員である社外取締役として業務執行全般の監査・監督にあたっていただく予定です。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 児玉眞二氏、出口眞也氏及び柳澤美佳氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 児玉眞二氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年であります。出口眞也氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって4年であります。
3. 児玉眞二氏及び出口眞也氏と当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任につき法令に定める額を限度とする契約を締結しております。両氏が選任された場合、当社は両氏と上記契約を継続する予定であります。また、柳澤美佳氏が選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関する損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、故意又は過失に起因して生じた損害等の場合を除く。）各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 児玉眞二氏及び出口眞也氏は、(株)東京証券取引所の「独立役員の独立性に関する判断基準」等を踏まえ、両氏が選任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、柳澤美佳氏が選任された場合は、同氏を新たに独立役員として指定し、同取引所に届ける予定であります。
6. 児玉眞二氏は、当社の主要株主である(株)三菱総合研究所の子会社で、当社の株主である三菱総研DCS(株)の出身であります。同氏は当社監査役就任にあたり同社を退職しており、当社への影響を及ぼすものではありません。三菱総研DCS(株)とは、IT関連商品販売やSE・ITの業務提供等の取引を行っておりますが、これらの取引はそれぞれの会社との間での定型的な取引であり、双方の売上の2%を超える取引はなく、同社は主要な取引先ではありません。その他の取引関係として、同氏が過去に在籍していた(株)三菱UFJ銀行は当社の販売先であり、当社の売上の2%以上（2025年9月期実績）を占める主要な取引先ですが、2010年3月に同社を退職しており、当社への影響を及ぼすものではありません。また、過去に在籍していた(株)アコム、三菱UFJニコス(株)、(株)アイ・ティー・ワンと当社の間に取引があるものの、双方の売上の2%を超える取引はなく、同社は主要な取引先ではありません。従いまして、これらの取引関係は同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
7. 出口眞也氏が過去に契約監視委員を務めていた独立行政法人日本貿易振興機構との間に取引がありますが、双方の売上の2%を超える取引はなく、主要な取引先ではありませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
8. 柳澤美佳氏が過去に在籍していた三菱商事(株)、(株)オーフローンマーケティング及び同氏が過去に社外監査役を務めていた(株)うるるとの間に取引がありますが、双方の売上の2%を超える取引はなく、主要な取引先ではありませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
9. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分株式数を含めておりません。なお、候補者以外の会員持分も含む役員持株会の合計は17,600株であります。

## 【ご参考】株主総会終了後の取締役のスキル・マトリックス

本定時株主総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役が有する主要な専門性は以下のとおりです。

| スキル項目      | 選定理由                                                | 各取締役に特に期待される専門性・知見 |          |          |          |         |         |          |          |          |
|------------|-----------------------------------------------------|--------------------|----------|----------|----------|---------|---------|----------|----------|----------|
|            |                                                     | 牧田<br>幸弘           | 上坂<br>貴志 | 勝田<br>耕平 | 島田<br>直樹 | 森崎<br>孝 | 朱<br>純美 | 兒玉<br>眞二 | 出口<br>眞也 | 柳澤<br>美佳 |
| 企業経営       | 豊富な企業経営で培われた知見・経験や多様な視点が実効的な意思決定や監督に不可欠であるため        | ●                  | ●        |          | ●        | ●       |         |          |          |          |
| IT・テクノロジー  | 主要事業領域であるIT・テクノロジーのリテラシーが不可欠であるため                   | ●                  | ●        |          |          |         |         | ●        |          |          |
| 営業・マーケティング | 競争力ある営業・マーケティング機能が主要事業の着実な成長に不可欠であるため               | ●                  | ●        |          | ●        |         |         |          |          |          |
| 法務・リスク管理   | 企業価値の棄損抑止のため、コンプライアンスと健全なリスク管理が不可欠であるため             |                    |          | ●        |          |         | ●       | ●        | ●        | ●        |
| 財務・会計      | 上場企業に求められる財務・会計の健全性を保全するほか、企業価値の創出のためには財務戦略が重要となるため |                    |          | ●        |          | ●       | ●       | ●        | ●        |          |
| 人事・人材開発    | 競争力の源泉が人材であり、人的資本の最大化は重要な経営課題であるため                  |                    |          | ●        | ●        |         | ●       |          |          | ●        |

## 第5号議案

# 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



しま だ なお き  
島 田 直 樹

(1968年11月23日生)

社外  
独立

所有する当社の株式数

50,000株

## 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業経営者、コンサルタントとしての豊富な経験と見識に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等を実施いただいております。当社経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。

- (注) 1. 同氏は補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。なお、同氏は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
2. 同氏の補欠の監査等委員である取締役選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。
3. 同氏の略歴等については、第3号議案の記載も併せてご参照ください。また独立役員としての届出、責任限定契約、役員等賠償責任保険契約については、監査等委員である取締役に就任後も同様とする予定です。

## 第6号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2004年12月24日開催の第14期定時株主総会において、年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬額を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額500百万円以内（うち、社外取締役分年額50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当社における第35期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「2. 会社役員の状況（2）取締役及び監査役の報酬等 ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、当該方針につき実質的には同様の内容としつつ、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであり、また、上記の方針にも沿う内容となっていることから相当であるものと考えております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役5名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると、6名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されると3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

## 第8号議案

## 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

## 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は金銭報酬とし、株主総会決議で承認を得た範囲内で、基本報酬等で構成しておりますが、持続的な企業価値向上に向けて、取締役に対して中長期的な活動に対するインセンティブを付与し、ステークホルダーとの利害共有に取り組むことを可能とする報酬制度について検討を行った結果、新たに当社の取締役（監査等委員、社外取締役および国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）を対象に、役位等に応じて当社株式を報酬として交付する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。

本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額500百万円以内（うち、社外取締役年額50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）となります。その報酬枠とは別枠として、取締役に対して株式報酬を支給するものであります。

本議案は、取締役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上への意欲を高めることを目的としており、本議案の内容は相当であると考えております。なお、本議案については、過半数を独立社外取締役で構成する当社の報酬委員会における諮問を経て決定しております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されると、3名となります。本議案をご承認いただいた場合、本議案の内容とも整合するよう、事業報告「2. 会社役員の状況（2）取締役及び監査役の報酬等 ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき変更することを予定しております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 2. 本制度における報酬等の額および内容等

## （1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額に相当する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて役位等に応じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付および給付（以下「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| ① 本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者 | ・当社の取締役（監査等委員、社外取締役および国内非居住者を除く。） |
|--------------------------|-----------------------------------|

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響         |                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 当社が拠出する金員の上限<br>(下記(3)のとおり。)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>5事業年度を対象として上限900百万円</li> </ul>                                                                                                                                                                                    |
| 取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限<br>(下記(4)のとおり。) | <ul style="list-style-type: none"> <li>5事業年度を対象として取締役に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は865,000株</li> <li>1事業年度あたりに取締役に付与されるポイントの総数の上限は173,000ポイント</li> <li>1事業年度あたりに取締役に付与されるポイントの総数の上限を1ポイント=当社普通株式1株で換算した株式数の当社発行済株式総数（2025年9月30日時点、自己株式控除後）に対する割合は約1.8%</li> </ul> |
| 当社株式の取得方法<br>(下記(3)のとおり。)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度に伴う当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）より取得予定</li> </ul>                                                                                                                                                                    |

|                                       |                                                                   |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ③ 取締役に対する当社株式等の交付等の時期<br>(下記(5)のとおり。) | <ul style="list-style-type: none"> <li>原則、当社の取締役を退任する時</li> </ul> |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|

## (2) 信託期間

当初の信託期間は、2026年2月（予定）から2031年2月（予定）までの約5年間とします。ただし、信託期間の満了時において、下記(3)のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

## (3) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する5事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象とし、当初の対象期間は、2026年9月30日で終了する事業年度から2030年9月30日で終了する事業年度までとします。

当社は、対象期間に拠出する信託金の上限を900百万円としたうえで、かかる信託金を拠出

し、取締役を受益者とする信託期間5年間の信託（以下「本信託」といいます。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、対象期間中、取締役に対するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、当該取締役の退任時に、このポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することができます。その場合、信託期間を5年間延長します。当社は延長された期間に対応した5事業年度を新たな対象期間として、当該対象期間毎に、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が完了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に対する新たなポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることができます。

#### （4）取締役が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法および上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役位等に応じて付与されるポイント数により定まり、取締役の退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント数」といいます。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントにつき当社普通株式1株とし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数および本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

本信託の信託期間中に取締役に対して付与される対象期間ごとのポイント数の上限は865,000ポイントとし、信託期間中に取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数である865,000株とします（以下「上限交付株式数」といいます。）。

なお、上限交付株式数は、上記(3)の信託金の上限を踏まえて、過去の当社の株価水準や動向等を参考に設定しております、現在の当社の取締役に対する報酬支給水準、当社の取締役の員数の動向と今後の見込み、当社の株価水準等から相当であるものと判断しております。

## (5) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役は、取締役の退任時に、(4)に基づき算出される累積ポイント数に相当する数の当社株式等の交付等を本信託から受けるものとします。このとき、当該取締役は、所定の受益権確定手続きを行うことにより、累積ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切り上げ）について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が死亡した場合は、死亡後に算定される累積ポイント数に相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分したうえで、当該取締役の相続人が本信託から換価処分金相当額の給付を受けるものとします。また、取締役が国内非居住者となった場合には、その時点までの累積ポイント数に相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分したうえで、その換価処分金相当額について、本信託から給付を受けるものとします。

## (6) クローバック条項等

取締役による重大な不正・非違行為等が判明した場合には、当該取締役に対して、付与済みのポイントの没収（マルス）、あるいは、当該取締役に対して交付した当社株式等相当額の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

## (7) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

## (8) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

## (9) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上

# 事業報告

(2024年10月1日から)  
2025年9月30日まで)

## 1. 当社グループの現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の国内経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかながらも回復基調が続くことが期待されています。また、雇用・所得環境の改善及び堅調な企業業績を背景とした設備投資の持ち直しにより、底堅い設備投資計画が示されており、IT投資需要の更なる増加が期待されています。一方、アメリカの通商政策の影響や物価の上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響等により、先行き不透明な状況が続きました。

国内IT市場においては、幅広い業種にわたり、各企業のデジタル変革（DX）に対する投資意欲は引き続き旺盛で、生産性向上、競争力強化やコスト削減を目的としたIT投資需要が活況に推移しており、今後ますます様々な分野でクラウド技術やクラウドサービスの活用が進んでいくことが期待されています。

Microsoft AzureやAWSといったクラウド製品を提供するハイパースケーラー企業の世界的な事業展開、生成AIの登場により、IT市場はオンプレミス等のトラディショナルサービスから、デジタルテクノロジーサービス・ビジネスサービスへと大幅にシフトしています。国内IT市場においてもクラウド市場の成長率は全体の成長率を大きく上回り成長を持続しています。当社グループが中核としていたMicrosoftクラウド製品も、アプリケーション分野/インフラ分野においてマーケットシェアの高い製品群を有しており、IaaS市場ではAWSと並ぶトップシェアとなっています。また、お客様においては、Covid-19後のリモートワーク対応に端を発し、インフラを中心としたクラウドシフトが進んで参りました。生成AI登場後は、本格的なDX需要として情報システム領域だけでなく顧客特有のビジネスIT領域におけるクラウド活用・AI活用ニーズが増加しています。また、情報システム領域においても、サイロ化したクラウド環境の全体最適化やサイバーセキュリティ対応が求められています。これらの需要に対し、当社グループはマイクロソフトクラウドを中核にコミュニケーションインフラ領域に強みを持つクラウドインテグレーターとして成長して参りました。今後は、マルチクラウド・セキュリティ対応を始めとしたインフラ領域におけるモダナイゼーションに加え、お客様の中期的な経営課題に資するビジネスIT領域・AI領域・グローバル領域における事業拡大を図り、クラ

ウド時代におけるお客様のIT課題をワンストップで解決するクラウドインテグレーターとしてさらなる成長を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,725億80百万円（前期比22.5%増）、営業利益は75億94百万円（同65.3%増）、経常利益は73億72百万円（同60.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は56億29百万円（同271.6%増）となりました。

また、個別決算の業績につきましては、売上高は1,700億82百万円（前期比22.6%増）、営業利益は73億30百万円（同42.9%増）、経常利益は70億70百万円（同38.7%増）、当期純利益は54億35百万円（同267.1%増）となりました。

事業別の状況（売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高を除く。）は次のとおりであります。

クラウドサービスの導入を担うクラウドインテグレーション事業においては、製販一体の体制を通じた顧客深耕によって多様な案件を獲得し、顧客一社当たりの案件が拡大し顧客単価が上昇したことに加え、案件管理の強化による収益性の維持・改善に努めた結果、売上高は277億36百万円（同17.6%増）、セグメント利益は50億36百万円（同68.7%増）となりました。

クラウド利活用における保守・運用・改善を請け負うクラウドサービス事業においては、既存顧客との安定的な取引に加え、顧客深耕及びクラウドインテグレーション事業等からの送客により、案件が増加した結果、売上高は218億90百万円（同15.7%増）、セグメント利益は32億90百万円（同15.3%増）となりました。

マイクロソフトライセンス及び各種ハードウェア・ソフトウェア等の物販を担うライセンス＆プロダクツ事業においては、顧客企業のクラウド活用促進により既存顧客に対するライセンス販売のアップセル及びクロスセルが進んだことに加え、大口の公共系案件及びWindows10のサポート終了に伴うPC入替需要によって、物販が好調に推移した結果、売上高は1,229億41百万円（同25.0%増）、セグメント利益は28億41百万円（同17.6%増）となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分            | 第34期<br>(2024年9月期)<br>(前連結会計年度) |       | 第35期<br>(2025年9月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比 |       |
|-----------------|---------------------------------|-------|---------------------------------|-------|----------|-------|
|                 | 金額                              | 構成比   | 金額                              | 構成比   | 金額       | 増減率   |
| クラウドインテグレーション事業 | 23,593百万円                       | 16.8% | 27,736百万円                       | 16.1% | 4,143百万円 | 17.6% |
| クラウドサービス事業      | 18,922                          | 13.4  | 21,890                          | 12.7  | 2,967    | 15.7  |
| ライセンス＆プロダクト事業   | 98,330                          | 69.8  | 122,941                         | 71.2  | 24,610   | 25.0  |
| 合計              | 140,846                         | 100.0 | 172,568                         | 100.0 | 31,722   | 22.5  |

(注) 上記の他に、報告セグメントに含まれていない事業セグメント（不動産賃貸等）の売上がございます。（前連結会計年度11百万円、当連結会計年度11百万円）

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は51億9百万円であります。

その主なものは、当社従業員向け社宅用土地の取得22億83百万円によるものであります。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として20億円の調達を行いました。また、当社は、当社グループの事業展開における資金需要に対して柔軟な資金調達を可能にするため、主要取引金融機関とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しており、短期資金として利用しております。

#### ④ 重要な組織再編等の状況

当社は、2025年8月8日付で、100%出資子会社、SureBizCloud株式会社を設立しております。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

| 区分                       | 第33期<br>(2023年9月期) | 第34期<br>(2024年9月期) | 第35期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年9月期) |
|--------------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(百万円)                 | 112,800            | 140,858            | 172,580                         |
| 経常利益(百万円)                | 4,349              | 4,587              | 7,372                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 3,350              | 1,514              | 5,629                           |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 73.96              | 33.23              | 123.47                          |
| 総資産(百万円)                 | 49,608             | 60,949             | 74,467                          |
| 純資産(百万円)                 | 22,221             | 22,735             | 27,244                          |
| 1株当たり純資産(円)              | 487.61             | 498.68             | 597.52                          |

(注) 1. 当社は、第33期（2023年9月期）より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を除く。）により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式数（自己株式を除く。）により計算しております。1株当たり当期純利益の算定上、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区分            | 第32期<br>(2022年9月期) | 第33期<br>(2023年9月期) | 第34期<br>(2024年9月期) | 第35期<br>(当事業年度)<br>(2025年9月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)      | 86,325             | 110,647            | 138,677            | 170,082                       |
| 経常利益(百万円)     | 4,252              | 4,489              | 5,096              | 7,070                         |
| 当期純利益(百万円)    | 2,647              | 3,522              | 1,480              | 5,435                         |
| 1株当たり当期純利益(円) | 65.99              | 77.74              | 32.48              | 119.22                        |
| 総資産(百万円)      | 38,788             | 49,218             | 60,584             | 73,621                        |
| 純資産(百万円)      | 19,713             | 22,243             | 22,723             | 26,872                        |
| 1株当たり純資産(円)   | 439.38             | 488.10             | 498.41             | 589.36                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を除く。）により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式数（自己株式を除く。）により計算しております。1株当たり当期純利益の算定上、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
2. 2022年6月3日付で普通株式1株につき500株、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第32期（2022年9月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## ③ 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名              | 資本金    | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容       |
|------------------|--------|----------|---------------|
| 株式会社ネクストスケープ     | 150百万円 | 80%      | システムインテグレーション |
| SureBizCloud株式会社 | 100百万円 | 100%     | システムインテグレーション |

- (注) 1. 当社は、2025年9月30日付で当社が保有する株式会社ネクストスケープの発行済株式の20%をアイテック阪急阪神株式会社に譲渡いたしました。
2. 当社は、2025年8月8日付で、SureBizCloud株式会社を設立いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、増加するお客様のDX需要や変化の激しいクラウド市場への迅速かつ柔軟な対応を実現すべく、下記の事業上及び財務上の課題に対処して参ります。

##### ①人材戦略・施策の強化

当社は、「徹底的に、社員ファースト」を人材戦略の礎に置き、社員の幸せや成長につながる人事制度、人材育成など、採用から一貫した人事バリューチェーンを構築、実行しております。

人材採用においては、エンジニア不足が加速している環境下において、顧客ニーズの高い領域で活躍できる専門性の高い人材の採用・育成・定着に努めております。

人材育成においては、豊富なプロジェクトによる業務経験を通じたOJT (On the Job Training) を中心に、当社独自の研修プログラムやEラーニング等に加え、マイクロソフト社をはじめとした各社のトレーニングプログラム等も有効活用しながら継続的な育成支援を図っております。これらの採用・育成においては、事業部門が主体的に企画・推進に関わることが重要であるため、HRBP\*機能の強化に向けて部門横断の取組みを強化して参ります。

エンゲージメントにおいては、定期的に実施しているエンゲージメント調査の結果を生かした組織作りを実施しております。これまでも注力してきた育成プログラムの充実、多様な労働環境の提供のほか、オンボーディング施策の拡充及びキャリアカウンセリングルームの設置など、様々な施策を実行しております。

DE&I推進においては、仕事と家庭の両立を支援する取り組みの成果として次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定を取得しております。さらに、障がい者雇用の拡充や、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組み「トモニン」マークの活用を通じて、誰もが活躍できる職場環境づくりを進めております。

加えて、2025年度からは「健康経営」を人材戦略の重要課題の一つとして位置づけ、従業員の健康を経営的視点で捉えた施策を強化しております。具体的には、健康経営優良法人認定の取得を目指し、産業医や保健スタッフとの連携による健康支援体制の整備、健康リテラシー向上のための教育施策、メンタルヘルス対策の強化などを実施し、社員一人ひとりがいきいきと働く環境づくりを構築しています。

これらの取り組みを通じて、社員のエンゲージメント向上と企業価値の最大化を図り、社員が最大限に力を発揮できる、「働きがいのある企業」として、持続的な成長を目指して参ります。

\*HRBPとは、事業戦略と人事戦略を結び付け、策定・実行を担う人事の役割・機能を指しています。

## ②グループ各社のガバナンス強化と一体運営の加速

上述の通り、当社グループでは事業拡大に伴い、国内子会社・関連会社、海外子会社・事務所が増加傾向にあります。上場企業としてのコンプライアンス遵守もさることながら、国内外に事業を展開するお客様への更なる支援拡充に向けて、体制強化を図って参ります。

## ③事業成長における主要指標のPDCA運営

変化の速いIT業界において継続的に事業拡大を図っていくためには、市場変化に応じた柔軟な戦略の見直しを行うと共に、事業成長における進捗を投資家の皆様にお示しすることも重要と考えております。上場会社としての説明責任を果たしつつ更なる成長へのご支援を賜るべく、社内外での事業成長指標とPDCAの仕組み強化に引き続き取り組んで参ります。

## (5) その他当社グループの現況に関する重要な事項

2025年9月3日付で、当社株式は東京証券取引所スタンダード市場から同取引所プライム市場に市場区分を変更いたしました。

## 2. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

| 会社における地位  | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                              |
|-----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 牧田幸弘  | CEO<br>内部監査室担当                                                                                                                            |
| 取締役常務執行役員 | 勝田耕平  | CFO<br>コーポレートグループ統括 兼 HR戦略本部、ファイナンス&GA本部、GRC本部 担当                                                                                         |
| 取締役       | 島田直樹  | (株)ピー・アンド・イー・ディレクションズ代表取締役<br>SCS Global Holdings Pte Ltd社外取締役<br>一般社団法人如水会理事<br>AI Dynamics Inc.社外取締役<br>(株)レノバ社外取締役<br>NOK(株)社外取締役監査等委員 |
| 取締役       | 占部利充  | (株)アドバンテスト社外取締役<br>(株)ABEJA顧問<br>Ridgelinez(株)顧問<br>東京理科大学エグゼクティブコーディネーター                                                                 |
| 取締役       | 出口眞也  | 公認会計士出口眞也事務所所長<br>(株)アクトプロ顧問<br>一般社団法人送配電網協議会 送配電コンプライアンス委員会有識者委員                                                                         |
| 取締役       | 森崎孝   | (株)三菱総合研究所取締役会長<br>ノリタケ(株)社外取締役監査等委員<br>(株)アイネス社外取締役                                                                                      |
| 取締役       | 朱純美   | (株)めぶきフィナンシャルグループ社外取締役<br>(株)コアバリューマネジメント代表取締役社長<br>三菱製紙(株)社外取締役                                                                          |
| 常勤監査役     | 兒玉眞二  |                                                                                                                                           |
| 監査役       | 山寄一夫  | (株)ユニティワーク代表取締役<br>プランディングテクノロジー(株)社外監査役<br>(株)毎日新聞社社友<br>(株)PR TIMES顧問<br>合同会社よろづや彦蔵代表社員                                                 |
| 監査役       | 久保田英夫 | Southwest合同会社代表社員<br>(株)エスエム・エンタインメント・ジャパン監査役<br>(株)Beyond LIVE Corporation監査役<br>創和アソシエイツ合同会社代表社員<br>東京税理士会理事                            |

- (注) 1. 取締役島田直樹氏、占部利充氏、出口眞也氏、森崎孝氏及び朱純美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役兒玉眞二氏、山寄一夫氏、久保田英夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役久保田英夫氏は、税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2024年12月20日開催の第34期定時株主総会において、朱純美氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
5. 2025年1月28日付で、後藤行正氏は取締役を辞任により退任いたしました。なお、退任時における地位は取締役専務執行役員、担当はビジネスグループ統括、製造事業本部、流通事業本部であります。
6. 当社は、社外取締役島田直樹氏、占部利充氏、出口眞也氏及び朱純美氏並びに社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の「独立役員の独立性に関する判断基準」等を踏まえ独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を報酬委員会の諮問に基づき取締役会決議により策定しており、この方針に基づいた考え方則って取締役報酬の構成及び水準を決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に従うものであると判断しております。

#### a. 基本原則

当社は、報酬について基本原則を次のとおりとしております。

- ・人材市場において競争力のある報酬水準
- ・報酬水準と職責との比例
- ・企業の持続的成長への動機付け
- ・中長期的な企業価値向上に向けた企業経営の促進
- ・ステークホルダーとの価値の共有

#### b. 報酬水準についての考え方

当社は、業界をリードすることのできる高水準のプロフェッショナル人材を獲得・維持・育成するための手段の一つとして、報酬を位置づけます。そのため、報酬水準は、原則として、

人材獲得において競合すると想定される国内外の企業をピア・グループとして設定し、このピア・グループとの比較において競争力のある水準の実現を目指します。

c. 報酬構成についての考え方

経営者の報酬構成は、人材獲得・維持のための競争力確保並びに企業の持続的成長及び中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与の観点から、固定報酬である基本報酬並びに業績連動報酬である短期業績連動報酬及び長期業績連動報酬を基本的な報酬構成要素としてこれらの適切な割合での組合せの実現を目指します。

d. 算定方法の決定に係る事項

取締役の報酬限度額は、2004年12月24日開催の株主総会決議において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与を除く。）と決議いただいております（決議時点の取締役の員数は3名）。また、定款において、当社の取締役は、3名以上とすると定めております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は金銭報酬とし、株主総会決議で承認を得た範囲内で、基本報酬、賞与、役員退職慰労金で構成しております。

(a)基本報酬は、世間水準及び経営内容、社員給与等とのバランス等を考慮の上、取締役会が報酬委員会への諮問を経て決定した支給額を毎月支給しております。

(b)賞与は、役員としての個々の業務執行状況を評価して取締役会が報酬委員会の諮問を経て決定した支給額を支給することがあります。

(c)役員退職慰労金は、役員及び執行役員の報酬等に関する規則の定めに従い、株主総会の決議のもと取締役会が報酬委員会の諮問を経て決定した支給額を支給しております。

社外取締役の報酬は金銭報酬とし、客観性維持の観点から固定の基本報酬のみの支給としております。基本報酬は、株主総会決議で承認を得た範囲内で、世間水準及び経営内容等を考慮の上、取締役会が報酬委員会の諮問を経て決定し、毎月支給しております。

監査役の報酬限度額は、2004年12月24日開催の株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております（決議時点の監査役の員数は1名）。また、定款において、当社の監査役は、3名以上とすると定めております。

常勤監査役の報酬は金銭報酬とし、株主総会決議で承認を得た範囲内で、基本報酬及び役員退職慰労金で構成されております。

(a)基本報酬は、監査役の協議により支給額を決定し、毎月支給しております。

(b)役員退職慰労金は、役員及び執行役員の報酬等に関する規則の定めに従い、株主総会の決議のもと、監査役の協議で支給額を決定の上、支給しております。

非常勤監査役の報酬は金銭報酬とし、固定の基本報酬のみの支給としております。基本報酬は、監査役の協議により支給額を決定し、毎月支給しております。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額         | 報酬等の種類別の総額     |         |        | 対象となる役員の員数 |
|------------------|----------------|----------------|---------|--------|------------|
|                  |                | 基本報酬           | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 144百万円<br>(34) | 144百万円<br>(34) | —       | —      | 8名<br>(5)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 27<br>(27)     | 27<br>(27)     | —       | —      | 3<br>(3)   |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 171<br>(62)    | 171<br>(62)    | —       | —      | 11<br>(8)  |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておらず、2025年1月28日付で辞任により退任した取締役1名の報酬等を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の員数は、取締役7名（うち社外取締役5名）および監査役3名（うち社外監査役3名）であります。
2. 取締役の報酬限度額は、2004年12月24日開催の第14期定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2004年12月24日開催の第14期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

## ③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当事業年度に役員退職慰労金の支払いはありません。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の他の法人における重要な兼職の状況については、前記「(1)取締役及び監査役の状況」のとおりであり、重要な各兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分及び氏名   | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                                                                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 島田直樹 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、企業経営者、コンサルタントとしての幅広い知識と経験に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、独立した立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>                                       |
| 取締役 占部利充 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、大手総合商社での幅広い知識と経験に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、独立した立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>                                                |
| 取締役 出口眞也 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、公認会計士としての高度な知見や監査法人での幅広い知識と経験に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、独立した立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>                                   |
| 取締役 森崎孝  | <p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、企業経営者としての幅広い知識と経験に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>                                            |
| 取締役 朱純美  | <p>2024年12月20日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、グローバル金融機関での実績や、経営コンサルティング会社の代表取締役としての幅広い知識と経験に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p> |

| 区分及び氏名    | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 児玉眞二  | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席し、大手金融会社での幅広い知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 山㟢一夫  | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席し、大手新聞社での幅広い知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。  |
| 監査役 久保田英夫 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席し、税理士としての幅広い知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。  |

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策の一つとして位置付けております。株主の皆様から預託された資本を有効に活用し事業活動を通じて利益をあげ、事業基盤の安定とさらなる拡充に備えるために必要な内部留保の充実も念頭に置きつつ、財政状態、利益水準等を総合的に勘案し、利益還元を継続的かつ安定的に実施することを基本方針とし、安定的な配当の実現を目指してまいります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、また、期末配当の基準日は毎年9月30日、中間配当の基準日は毎年3月31日とする旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の配当方針及び当期の業績を踏まえた普通配当18円に、上場市場変更記念配当5円を加え、合わせて1株につき23円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当として1株当たり17円を実施いたしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株当たり40円となります。

## 連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    | 科 目               | 金 額     |
|-----------------|--------|-------------------|---------|
| (資 産 の 部)       |        | (負 債 の 部)         |         |
| 流 動 資 産         | 39,316 | 流 動 負 債           | 32,056  |
| 現 金 及 び 預 金     | 2,939  | 買 掛 金             | 9,030   |
| 受 取 手 形         | 184    | 短 期 借 入 金         | 8,800   |
| 売 掛 金           | 23,537 | 1年内返済予定の長期借入金     | 2,332   |
| 契 約 資 産         | 3,674  | リ 一 ス 債 務         | 40      |
| リ 一 ス 投 資 資 産   | 103    | 未 払 法 人 税 等       | 1,299   |
| 棚 卸 資 産         | 609    | 契 約 負 債           | 3,439   |
| 前 渡 金           | 5,994  | 賞 与 引 当 金         | 1,994   |
| そ の 他           | 2,486  | 株 主 優 待 引 当 金     | 41      |
| 貸 倒 引 当 金       | △ 212  | 受 注 損 失 引 当 金     | 346     |
| 固 定 資 産         | 35,150 | そ の 他             | 4,732   |
| 有 形 固 定 資 産     | 28,088 | 固 定 負 債           | 15,166  |
| 建 物             | 14,189 | 長 期 借 入 金         | 12,553  |
| 土 地             | 12,506 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 416     |
| 建 設 仮 勘 定       | 316    | 修 繕 引 当 金         | 272     |
| そ の 他           | 1,076  | 資 産 除 去 債 務       | 1,867   |
| 無 形 固 定 資 産     | 260    | そ の 他             | 56      |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 6,801  | 負 債 合 計           | 47,222  |
| 投 資 有 価 証 券     | 1,770  | (純 資 産 の 部)       |         |
| 繰 延 税 金 資 産     | 1,427  | 株 主 資 本           | 26,818  |
| そ の 他           | 3,604  | 資 本 金             | 539     |
| 貸 倒 引 当 金       | △ 0    | 資 本 剰 余 金         | 11,879  |
|                 |        | 利 益 剰 余 金         | 17,863  |
|                 |        | 自 己 株 式           | △ 3,464 |
|                 |        | その他の包括利益累計額       | 318     |
|                 |        | その他の有価証券評価差額金     | 318     |
|                 |        | 新 株 予 約 権         | 0       |
|                 |        | 非 支 配 株 主 持 分     | 107     |
| 資 产 合 計         | 74,467 | 純 資 産 合 計         | 27,244  |
|                 |        | 負 債 純 資 産 合 計     | 74,467  |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金 額     |
|-------------------------------|---------|
| 売 売 上 原 高 価 値 益               | 172,580 |
| 売 売 上 総 利 益                   | 154,716 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 益         | 17,863  |
| 営 営 業 利 益                     | 10,268  |
| 業 外 収 益                       | 7,594   |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             | 15      |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 42      |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益             | 22      |
| 保 保 険 配 当 金                   | 16      |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額               | 16      |
| そ の 他                         | 35      |
|                               | 149     |
| 業 外 費 用                       |         |
| 支 払 利 息                       | 174     |
| 支 払 手 数 料                     | 124     |
| そ の 他                         | 72      |
|                               | 371     |
| 常 別 利 益                       | 7,372   |
| 特 新 株 予 約 権 戻 入 益             | 0       |
| 特 別 損 失                       | 0       |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 10      |
| ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損             | 2       |
| そ の 他                         | 0       |
|                               | 13      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 7,358   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 1,995   |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △ 265   |
| 当 期 純 利 益                     | 1,729   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | —       |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 5,629   |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目                     | 金 額     |
|-------------------|--------|-------------------------|---------|
| (資 産 の 部)         |        | (負 債 の 部)               |         |
| 流 動 資 産           | 38,349 | 流 動 負 債                 | 31,582  |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,566  | 買 掛 金                   | 8,740   |
| 受 取 手 金           | 184    | 短 期 借 入 金               | 8,800   |
| 売 掛 金             | 23,135 | 1年内返済予定の長期借入金           | 2,332   |
| 契 約 資 産           | 3,332  | 未 払 金                   | 2,566   |
| リ 一 ス 投 資 産       | 103    | 未 払 費 用                 | 708     |
| 棚 卸 資 産           | 592    | 未 払 法 人 税 等             | 1,241   |
| 前 渡 金             | 5,994  | 未 払 消 費 税 等             | 1,047   |
| 前 払 費 用           | 2,087  | 契 約 負 債                 | 3,405   |
| そ の 他             | 371    | リ 一 ス 債 務               | 40      |
| 貸 倒 引 当 金         | △ 18   | 賞 株 主 優 待 引 当 金         | 1,985   |
|                   |        | 受 注 損 失 の 他             | 41      |
| 固 定 資 産           | 35,272 | 固 定 負 債                 | 15,166  |
| 有 形 固 定 資 産       | 28,073 | 長 期 借 入 金               | 12,553  |
| 建 物               | 14,187 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 416     |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 917    | 修 繕 引 当 金               | 272     |
| 土 地               | 12,506 | 資 産 除 去 債 務             | 1,867   |
| 建 設 仮 勘 定         | 316    | そ の 他                   | 56      |
| そ の 他             | 145    |                         |         |
| 無 形 固 定 資 産       | 240    | 負 債 合 計                 | 46,749  |
| ソ フ ト ウ ウ イ ア     | 152    | (純 資 産 の 部)             |         |
| そ の 他             | 88     | 株 主 資 本                 | 26,554  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 6,958  | 資 本 金                   | 539     |
| 投 資 有 価 証 券       | 1,770  | 資 本 剰 余 金               | 11,821  |
| 関 係 会 社 株 式       | 1,321  | 資 本 準 備 金               | 1,108   |
| 緑 延 税 金 資 産       | 1,434  | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 10,712  |
| そ の 他             | 2,431  | 利 益 剰 余 金               | 17,657  |
| 貸 倒 引 当 金         | △ 0    | 利 益 準 備 金               | 5       |
|                   |        | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 17,652  |
|                   |        | 別 途 積 立 金               | 200     |
|                   |        | 緑 越 利 益 剰 余 金           | 17,452  |
|                   |        | 自 己 株 式                 | △ 3,464 |
|                   |        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 318     |
|                   |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 318     |
|                   |        | 新 株 予 約 権               | 0       |
|                   |        | 純 資 産 合 計               | 26,872  |
| 資 产 合 计           | 73,621 | 負 債 純 資 産 合 計           | 73,621  |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 売 上 原 高 価 値 益         | 170,082 |
| 売 売 上 総 利 益 益           | 152,901 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 益 益 | 17,180  |
| 営 営 業 利 益 益             | 9,850   |
| 営 営 業 外 収 益 益           | 7,330   |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 益 益   | 22      |
| 為 替 差 用 益 益             | 11      |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益 益     | 22      |
| 保 保 険 配 当 金 益 益         | 16      |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 他       | 16      |
| そ の 他                   | 18      |
|                         | 108     |
| 営 営 業 外 費 用 息 料 他       |         |
| 支 払 利 数 他               | 174     |
| 支 払 手 数 他               | 124     |
| そ の 他                   | 68      |
|                         | 367     |
| 経 特 別 常 利 益 益           | 7,070   |
| 特 別 別 利 益 益             |         |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益 他     | 82      |
| そ の 他                   | 0       |
|                         | 82      |
| 特 別 別 損 失 損 他           |         |
| 固 定 資 産 除 却 損 他         | 10      |
| ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損 他     | 2       |
|                         | 13      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 7,139   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,972   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △ 268   |
| 当 期 純 利 益               | 1,703   |
|                         | 5,435   |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

日本ビジネスシステムズ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 飯 塚 徹   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大 倉 克 俊 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ビジネスシステムズ株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ビジネスシステムズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注

意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況によ

り、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

日本ビジネスシステムズ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

|                        |               |
|------------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務 執 行 社 員 | 公認会計士 飯 塚 徹   |
| 指定有限責任社員<br>業務 執 行 社 員 | 公認会計士 大 倉 克 俊 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ビジネスシステムズ株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、監査役会で協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の役員、幹部社員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### （3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月21日

日本ビジネスシステムズ株式会社 監査役会

常勤監査役 児玉 真二

監査役 山㟢 一夫

監査役 久保田 英夫

（注）常勤監査役 児玉 真二、監査役 山㟢 一夫及び監査役 久保田 英夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区虎ノ門一丁目23番3号

虎ノ門ヒルズ森タワー4階 虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB



＜交通＞・日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」B1出口直結、又はA1b出口 徒歩約1分  
・銀座線「虎ノ門駅」B1出口直結、又はB4出口(2階デッキ経由) 徒歩約2分  
・都営三田線「内幸町駅」A3出口 徒歩約8分  
・JR山手線、京浜東北線、東海道線、横須賀線「新橋駅」烏森口 徒歩約11分

※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいます  
ようお願い申しあげます。

※車いすでご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。